

正会員向け IT 講習会受講料規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネット（以下、当法人という）が行う講習会の受講料について定める。

(受講料)

第 2 条 講習は原則、月 2 回開催され 1 回の開催時間は 3 時間とし、月額 1,600 円とする。但し、利用施設の規定、規則により 1 回の開催時間が 3 時間を確保できない場合は、相応な減額が出来る。。

(未開催の扱い)

第 3 条 当法人の都合（年末年始休暇、ゴールデンウィーク、お盆休み）、天災（地震、台風、積雪、豪雨等）または会場確保できない場合の中止回数分は次回受講料徴収時に減額相殺する。

(支払い期日)

第 4 条 受講料の支払いは、四半期の最初の月に 3 か月分を支払うものとする。

(欠席の取り扱い)

第 5 条 受講者の都合で連続 2 ヶ月以上欠席する場合は、受講料納入月前までに当法人に書面で申告することにより、受講料を免除する。また、すでに受講料納入済み四半期での連続 2 ヶ月以上の欠席は免除の対象とはならない。

(付則)

1. この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、平成〇年〇月〇日から実施する。